

従業員組合門司支部並に同戸畑支部に依頼し九月五日次の嘆願書を提出することとなつたのである。

九、待遇改善嘆願書提出

嘆 願 書

今般貨社汽船従業員より待遇に關し本組合に依頼有之候に付組合に於ては貴社従業員及組合幹部一同協議會開催し慎重審議尙更に十八日神戸に於て常任會の内諾を得て茲に嘆願書を認め提出仕候

最も本嘆願書は他會社従業員の勞働條件を基準とし此に參酌を加へ居るを以て妥當なるものと認め居候に付御配慮相煩誠意ある確答あるものと確信し嘆願仕候

左 記

一、退職手當に關する件

二、年功加俸に關する件（一箇年に付壹圓宛増俸すること）

三、辨償金撤廢に關する件

四、航海手當に關する件（現在拾五圓を貳拾圓に）

五、災害に對し船員法適用の件

六、給料支拂期日に關する件（上航は二十日に支拂ふこと）

七、船内豫備金に關する件（五拾圓、〃、百圓）

八、年二回賞與に關する件（但し一回に半ヶ月分）

九、食料金交付に關する件（拾圓を拾五圓に）

〇、最低賃金制定 水火夫長 四拾貳圓

油蓋及舵夫 參拾七圓

水火夫 參拾參圓

見 習 參拾圓

十、解決狀況